

建設工事・建設コンサルタント等 〔変更届〕について

※掲載中の記事、様式にある旧元号の表記は、適宜新元号に読み替えるものとします。

次の場合に該当するときは、速やかに一般競争参加資格審査申請書変更届（建設工事）、または一般競争参加資格審査申請書変更届（建設コンサルタント等）と、各添付書類を経営企画部会計課まで郵送により提出してください。なお、提出は1部で結構です。なお、行政書士等に委任する場合は、あわせて委任状を提出してください。

※変更届に記載する認定日は、「トップページ」→「申請手続きについて」ページに掲載している[有資格者公表名簿 \[アイウエオ順\]](#) をご参照下さい。

受付印が必要な場合は、**変更届の写しと返信用封筒（切手貼付）の同封**をお願いします。

お問い合わせ先：本社経営企画部会計課 TEL：03-6361-7804 受付時間：9:00～17:00 まで(12:00～13:00 をのぞく)

(送付先住所)

〒113-0034

東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 7 階

日本下水道事業団 経営企画部会計課

TEL：03-6361-7804

1. 有資格者が次の事項を変更した場合

変更事項	添付書類
本社(本店)	商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
商号又は名称	商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
代表者の氏名	商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
電話番号・FAX 番号・メールアドレス	添付書類は必要ありません
営業所の名称・所在地・電話番号・FAX 番号 (※建設コンサルタント等は不要)	建設業法第 11 条の規定による変更届出書の写し（第 1 面及び第 2 面）
営業所の新設又は廃止 (※建設コンサルタント等は不要)	建設業法第 11 条の規定による変更届出書の写し（第 1 面及び第 2 面）
建設業許可番号（定期更新の場合は不要） (※建設コンサルタント等は不要)	建設業許可通知書の写し

2. 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が次に該当した場合

1. 死亡したとき
2. 法人が合併により消滅したとき
3. 法人が破産により解散したとき
4. 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
5. 廃業したとき（一部廃業も含む。）・・・廃業届の写しを添付してください
6. 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者になったとき
7. 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき

※上記以外の事項については、変更届の必要はありません。

（例）経営事項審査結果通知書（更新）

※「登録工種の追加・合併・分割・譲渡・JV・民事再生による再申請」については、変更届でなく新規届出（随時申請）が必要です。

上記以外のお問い合わせ、申請書類送付先住所・電話番号

〒113-0034

東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 7階

日本下水道事業団 経営企画部会計課

TEL：03-6361-7804